

平成二十四年三月

雲龍山

勝興寺文書目録

財団法人 勝興寺文化財保存・活用事業団

緒言

勝興寺所蔵の古文書・書籍等については、加賀藩時代から幾度かの調査が行われてきています。

その結果、勝興寺文書は越中の戦国時代を描くうえで大変貴重な文書であって、越中一向一揆等において勝興寺が果たした役割の大きさを物語っていると云えます。このことから勝興寺文書は、越中を代表する中世文書群だと言えるのではないのでしょうか。

今回の文書目録の作成は、平成十七年度から実施されている勝興寺大広間及び式台他一〇棟保存修理事業（第Ⅱ期事業）で、襖の裏張り等から新たな文書が多数発見されたことを受け、勝興寺が所有する文書（県指定一八〇点を含め四、七二一点）を網羅的に調査しまとめ上げたものです。

この調査により、加賀藩の成立や越中の触頭制度、加賀藩主前田治脩侯や前田土佐守家との関係などがより詳しく判明してきたことや、現在修理中の各建造物の変遷をうかがい知る資料も発見されたことから、今後の保存修理事業にも大いに役立つこと、また、今後の勝興寺を中心とする歴史を研究する手掛かりになるものと期待しています。

最後に、目録作成にあたり富山県並びに高岡市のご協力のもと、ご尽力を頂いた勝興寺様はもとより、勝興寺文書研究会代表の金沢学院大学教授東四柳史明様を始め、勝興寺文書研究会の先生方の並々ならぬご労苦に対し衷心より感謝申し上げますとともに、今後とも一層のご指導をお願い申し上げます。

平成二十四年三月

財団法人勝興寺文化財保存・活用事業団

理事長 山崎 孝之

緒言

重要文化財勝興寺は、蓮如上人縁の歴史ある寺院であり、文書をはじめ工芸品や絵画など、数多くの寺宝が残っております。

このうち文書につきましては、当寺の歴史のみならず、越中における浄土真宗寺院の姿を明らかにする上で非常に価値の高いものとして、これまでも何度か調査が行われております。

しかし、まだ相当数の未調査文書が存在すること、現在実施中の本坊等の保存修理事業に伴い、襖の裏張り等から新たに多くの文書が発見されたことから、今回、財団法人勝興寺文化財保存・活用事業団が、富山県、高岡市のご協力のもと、有識者の先生方からなる勝興寺文書研究会の皆様へ依頼し調査を行ったものであります。

この調査により、近世以降における越中の触頭寺院としての当寺の姿や、本山である本願寺及び前田家等との繋がりが更に明らかとなっただけでなく、これまで見過ごされがちであった近代以降の文書の整理が進んだことで、当寺の姿が一層解明されたものと考えております。

調査にあたられました皆様方におかれましては、大変ご苦勞されたことと思いますが、こうして一冊の目録としてまとめられましたことに対し、改めて敬意を表するものであります。

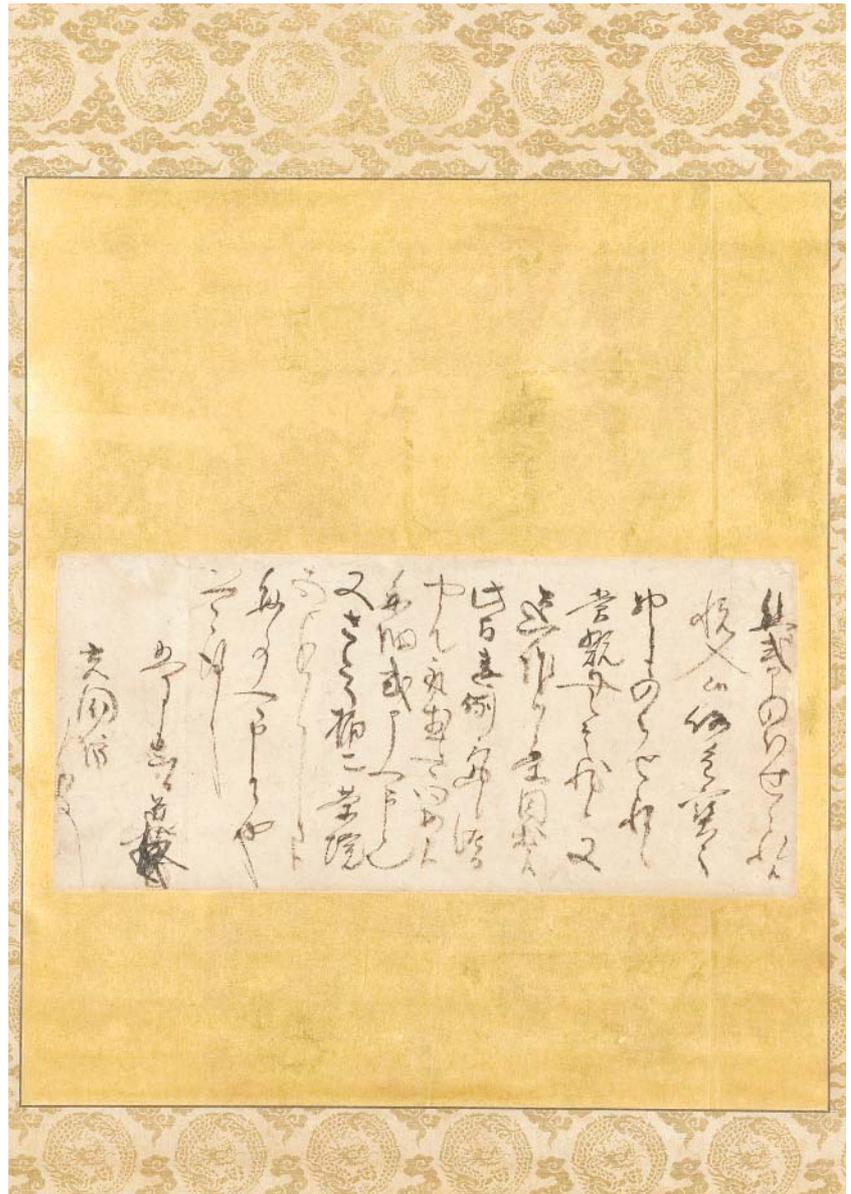
終わりに、財団法人勝興寺文化財保存・活用事業団、勝興寺文書研究会、このほか調査にご協力いただきました関係各位の皆様方に厚く御礼申し上げますとともに、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成二十四年三月

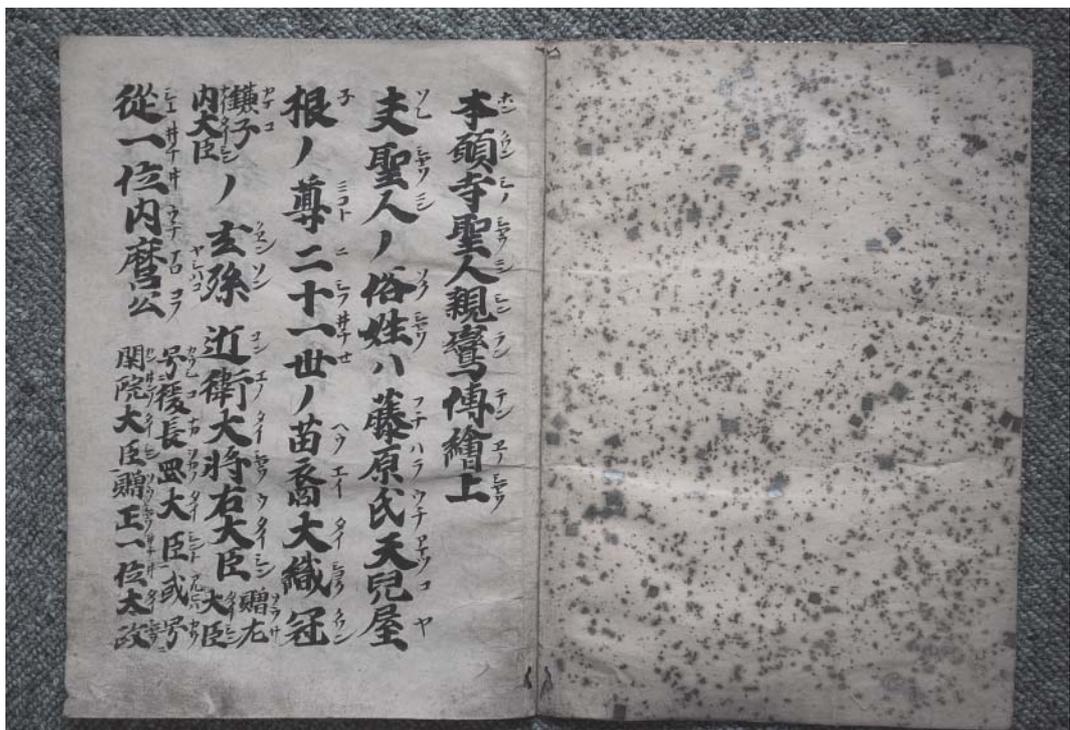
勝興寺住職 土山 照 慎



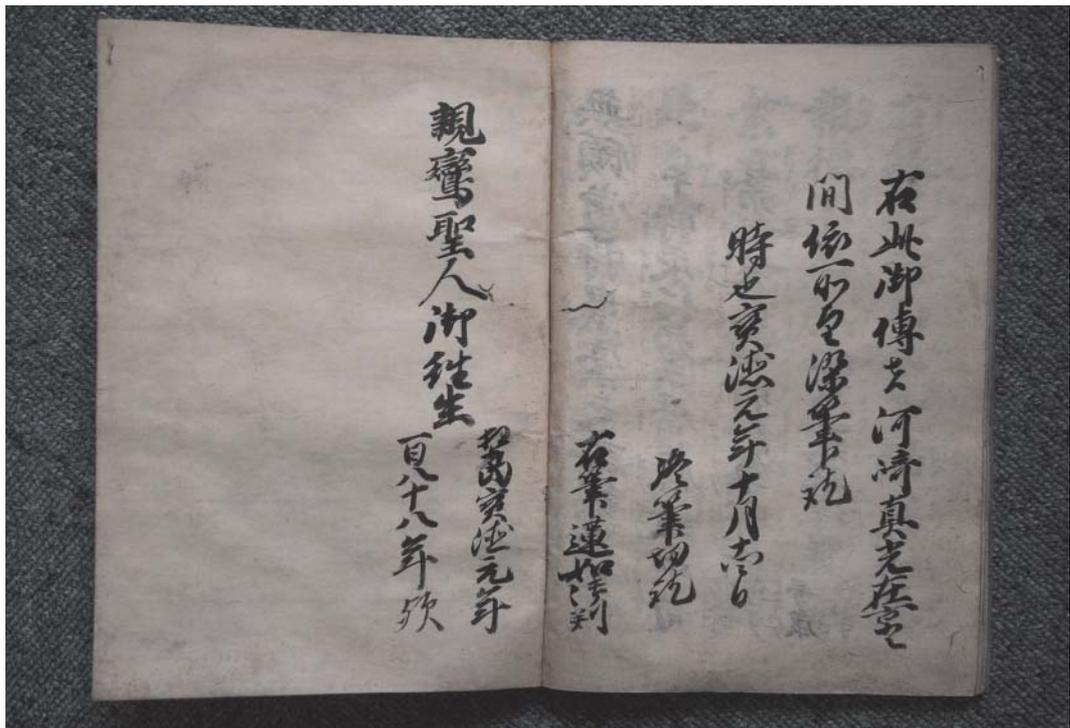
勝興寺本堂外観



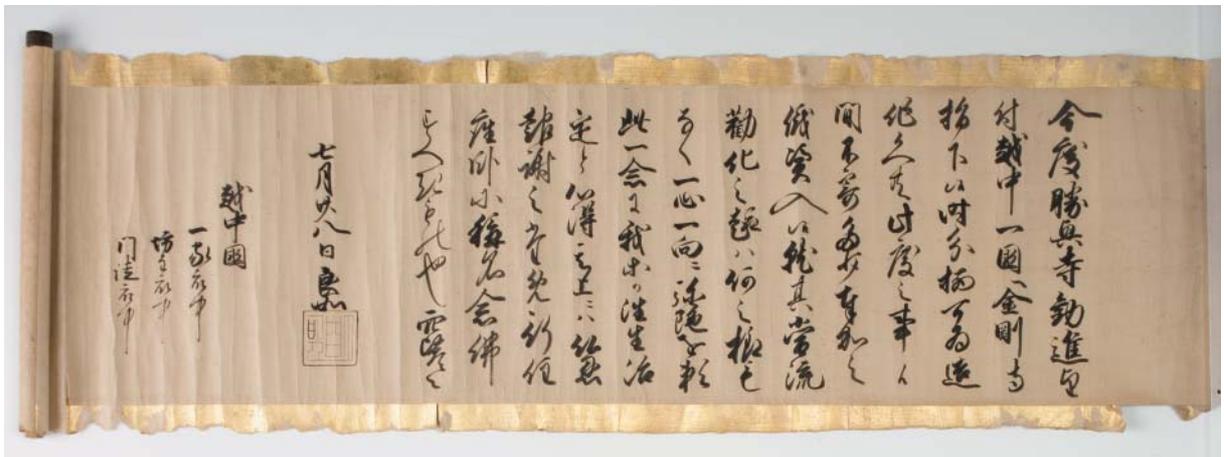
図版① 蓮如自筆書状 (000-1)



図版② 御伝鈔冒頭 (113-1)

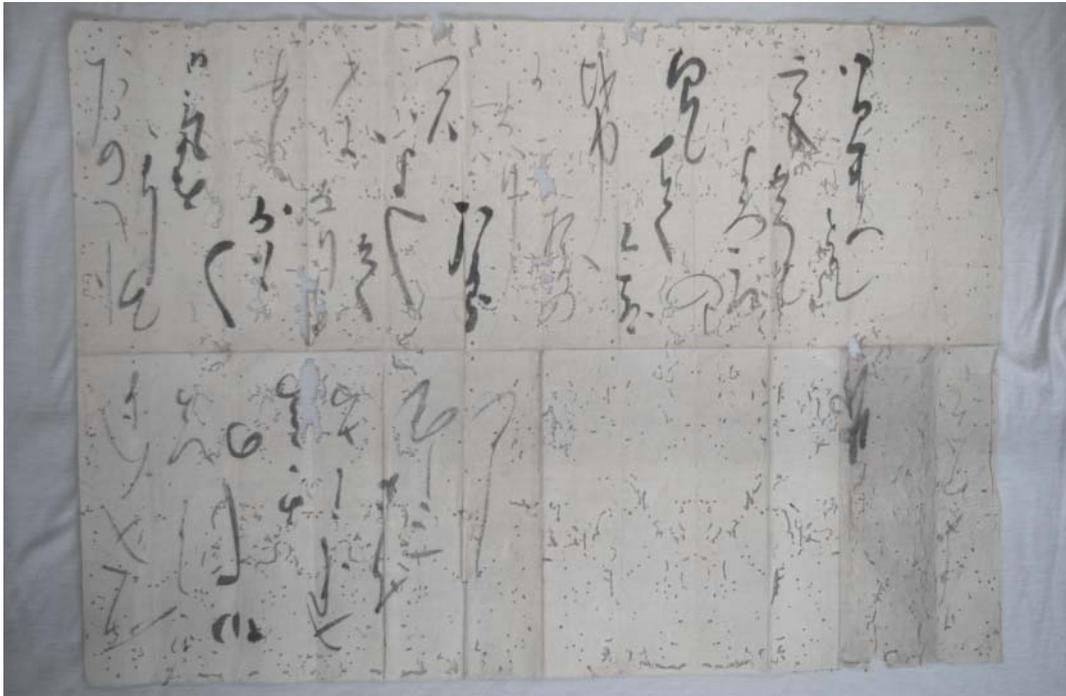


図版② 御伝鈔奥書 (113-1)

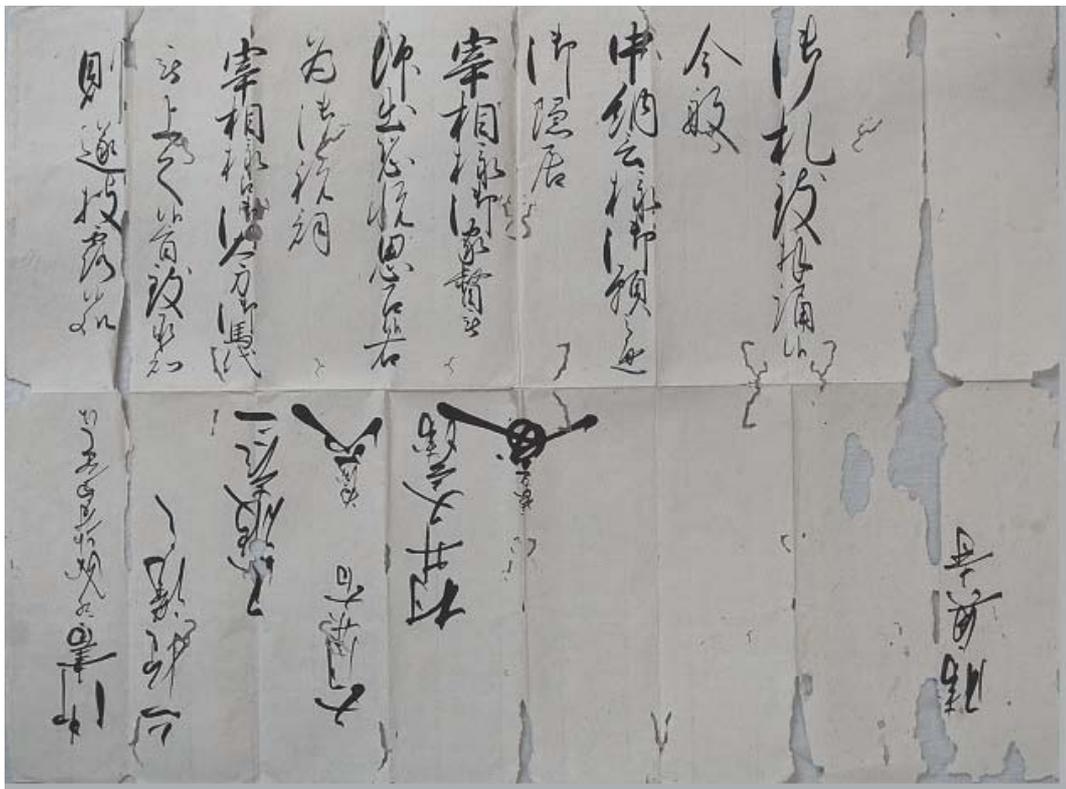


図版③ 勝興寺勸進に付本願寺良如消息 (114-27)

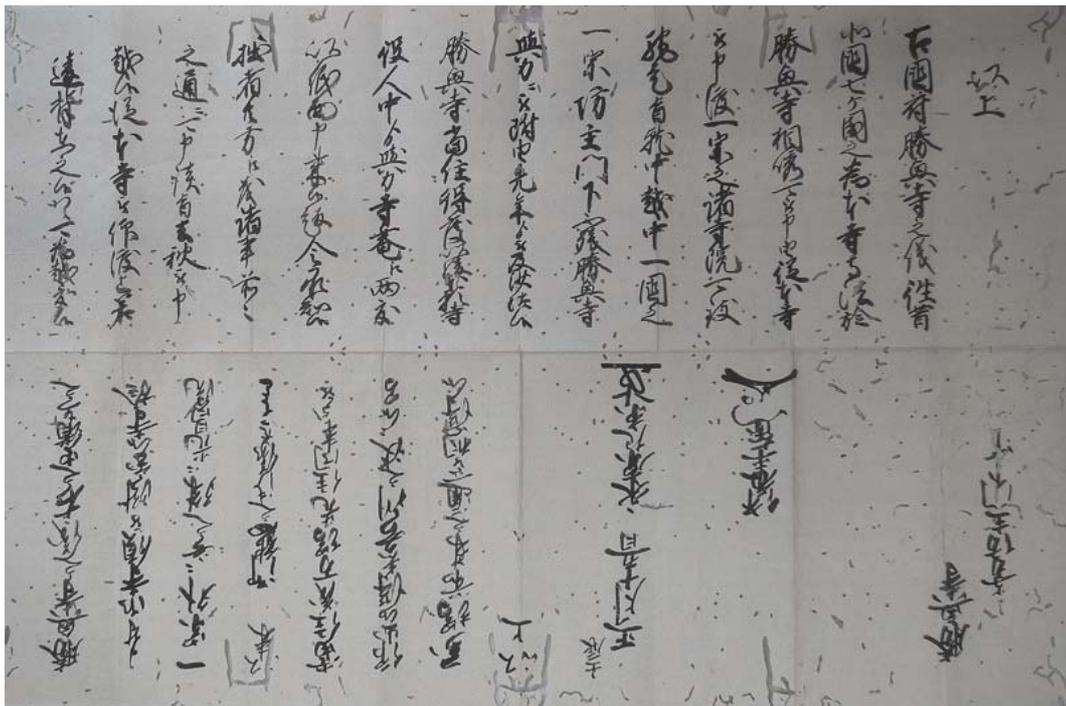




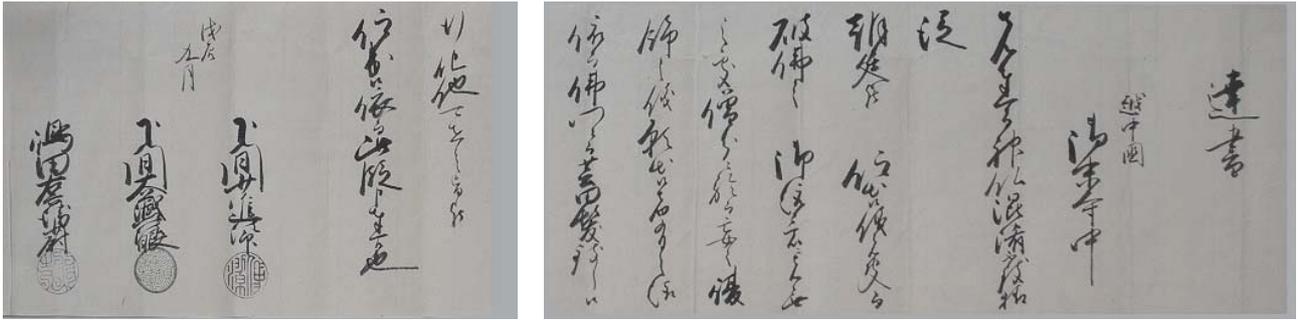
図版④ 前田利常書状 (211-1)



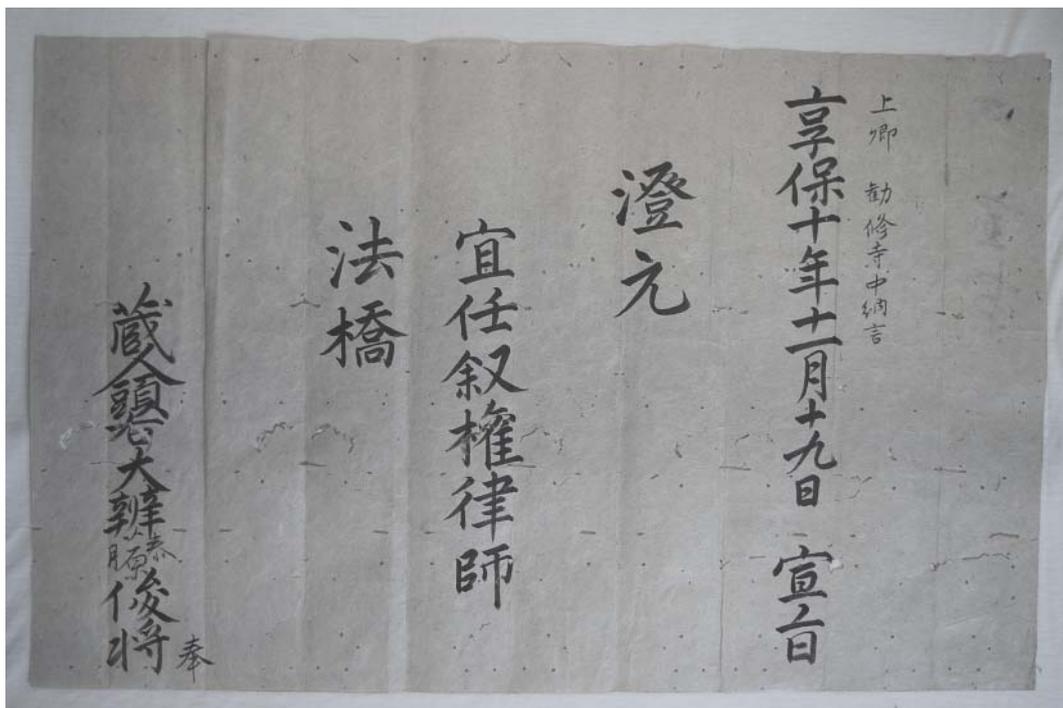
図版⑤ 中納言様御隠居・宰相様御家督に付祝詞礼状 (211-13)



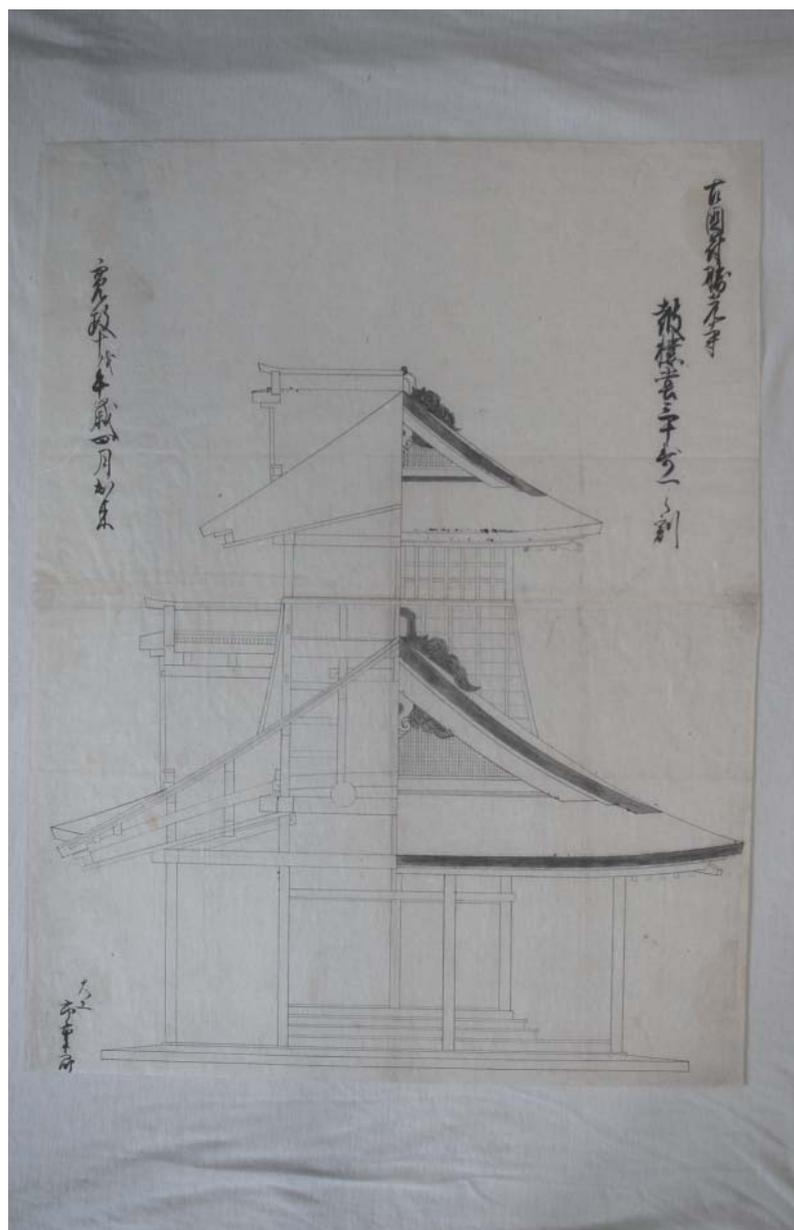
図版⑥ 勝興寺当住得度に付寺社奉行下知状 (212-1)



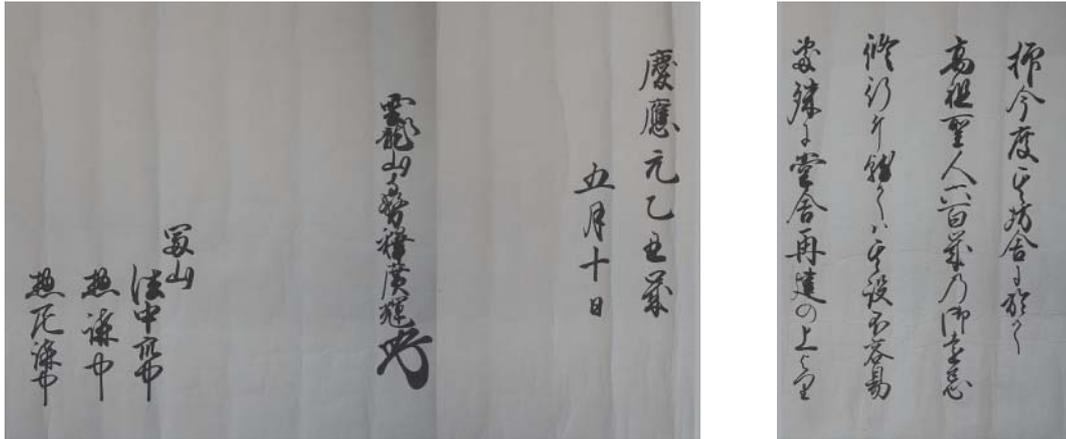
図版⑦ 神仏分離に付本願寺坊官連署達書(部分) (223-134)



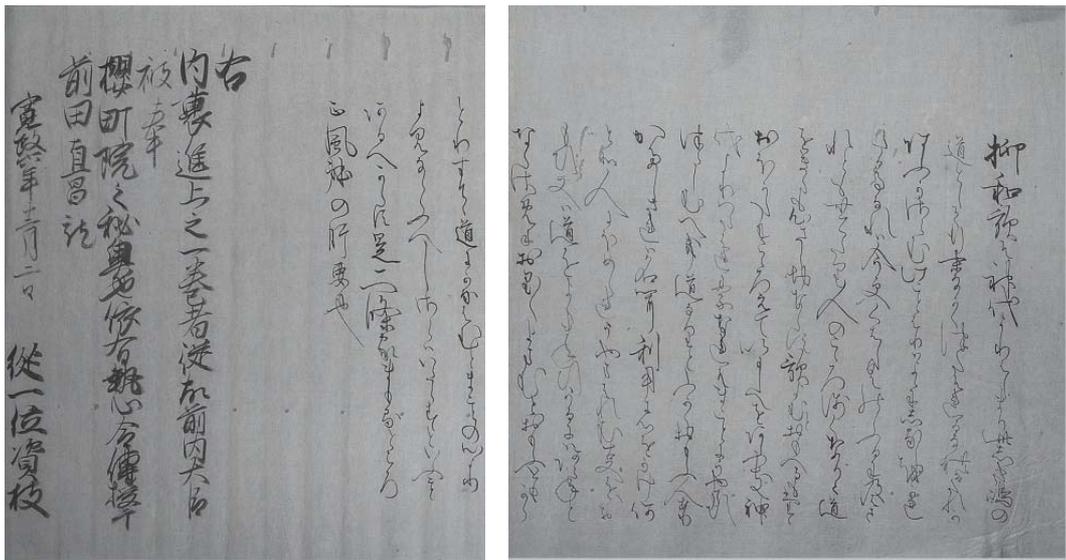
図版⑧ 中御門天皇口宣案 (232-2)



图版① 古国府勝光〔興〕寺鼓楼堂三十歩一之割 (237-5)



図版⑫ 高祖聖人六百歳御遠忌修行・堂舎再建に付書状(部分) (237-9)



図版⑬ 和歌伝授書(部分) (244-2)

勝興寺文書目録 目次

緒言 財団法人勝興寺文化財保存・活用事業団 理事長 山崎 孝之
勝興寺住職 土山 照愼

図版
凡例

目録本文

○ 富山県指定文化財 勝興寺文書	1
○○○ 県指定文化財	3
一 什物	19
一一一 名号等	21
一一二 法名等	24
一一三 經典・聖教	27
一一四 消息・読み縁起等	34
二 近世文書	39
(一) 国法・加賀藩	41
一一一 藩主	41
(二) 寺法・本願寺	58
二二二 寺社奉行	45
二二三 藩士	46
二二四 国法・加賀藩一般	49
二二二 宗主	58
二二三 坊官	63
二二三 末寺・触下	73
二三四 門徒	94
二三五 寺法・本願寺一般	96
(三) 勝興寺	103
一三一 由緒	103
一三二 勝興寺歴代・寺族	105
一三三 光徳寺・本向寺	109
一三四 寺中・寺侍	129
一三五 門徒	132
一三六 法要・行事	136
一三七 造営	145
一三八 勝興寺一般	151
(四) 学芸	191
二四一 勝興寺歴代・寺族	191
二四二 公家	193

二四四	前田土佐守家	198
二四五	文芸一般	202
三	近代文書	225
(一)	宗教行政	227
三一一	国	227
三一二	富山県・市町村	231
三二三	宗教行政一般	243
(二)	本願寺・勝興寺	253
三三二	由緒	253
三三二	本山	260
三三三	末寺	284
三三四	門徒	288
三三五	法要・行事	298
三三六	勝興寺一般	322
三三七	造営	396
(三)	寺族	412
三三〇	寺族	412
四	典籍・図書	451
四〇一	浄土真宗	453

四〇二	仏教	455	
四〇三	一般	457	
勝興寺文書目録解題		465	
一	調査の経緯	〔笹島千恵子〕	465
二	勝興寺文書の概要	〔木越祐馨・石田文一〕	466
三	勝興寺と前田家	〔見瀬和雄〕	471
四	前田治脩と勝興寺	〔宇佐美孝〕	473
五	触頭制度と勝興寺	〔袖吉正樹〕	475
六	勝興寺と前田土佐守家	〔竹松幸香〕	477
七	幕末の勝興寺	〔堀井美里〕	478
勝興寺住職表		481	
勝興寺文書調査日誌		482	
調査参加者名簿		483	
あとがき〔勝興寺文書研究会代表 東四柳 史明〕		484	

凡 例

- 一 本目録は、富山県高岡市伏木に所在する浄土真宗本願寺派雲龍山勝興寺の文書目録である。
- 一 本目録で収録の対象とした史料は、平成二十二年度以前に所在の確認された文書・記録・典籍等とした。そのため以後に発見された史料については収録していない。
- 一 本目録に収録した史料には、仮の標題を付し、整理用封筒に入れて、整理用収納箱に収め、各収納箱毎に通し番号を付した。一部の典籍や卷子装・軸装の史料は別置した。
- 一 本目録に収録した史料は、「○県指定文化財」「一什物」「二近世文書」「三近代文書」「四典籍・図書」に大別し、それぞれ細分類し、分類毎に通し番号を付した。
- 一 目録の記載事項は、細分類毎の通し番号、箱番号、年代、形態、墨付、点数、標題、差出、受取、奥書・裏書等、その他とした。
- 一 目録に使用した文字は常用漢字を基本としたが、特殊な文字は原本通りとした。
- 一 成立年代の推定できるものは、和暦年代に「()」を付して示した。年代の不明なものは「年未詳」とした。
- 一 本目録に収録した史料のなかで主要なものは写真撮影をして、デジタルデータとして保管した。
- 一 昭和五十年に富山県指定文化財に指定された一八〇点の文書については、指定名称・番号・法量等、指定目録に従った。
- 一 巻末に、「解題」「勝興寺住職表」を附録し、参考に資した。



富山県指定文化財

勝興寺文書

No.0000 県指定文化財

番号	箱 No.	年代	形態	墨付点	標 題	差出	受取	奥書・裏書等	その他
一	県一〇〇一	五月十二日	一七・五 ×三八・五	一	蓮如自筆書状		光闡坊		
二	県一〇〇二	五月八日	四三・六 ×二九・七	一	実如掟三ヶ条				疑いあり
三	県一〇〇三	永正元年五月八日	一一・四 ×三〇・二	一	下間頼慶添状		越中物坊中・惣門徒中		下間頼慶の官途名、花押が異なる
四	県一〇〇四	永正元年八月三日	一二・〇 ×四九・三	一	下間頼玄奉書		越中物坊中・惣門徒中		下間頼玄の官途名、花押が異なる
五	県一〇〇五	永正一四年七月二日	一七・七 ×四三・八	一	下間頼慶奉書		下間源五郎		下間頼慶の僧位、花押が異なる
六	県一〇〇六	二月晦日	一四・五 ×四四・五	一	下間頼秀奉書		下間源五郎		
七	県一〇〇七	一月二八日	一三・〇 ×四二・〇	一	下間心勝懇志請取状		源五郎		天文一〇年〜同一八年
八	県一〇〇八	二月一日	一八・〇 ×五二・〇	一	証如書状		勝興寺御坊		
九	県一〇〇九	(永禄一一年カ) 二月二五日	一一・五 ×四九・〇	一	下間証念奉書		右衛門尉(下間幸頼カ)		
一〇	県一〇一〇	八月三日	一六・〇 ×六四・〇	一	下間証念書状		越中四郡惣坊主中		
一一	県一〇一一	(永禄一一年) 七月二六日	一四・八 ×五三・二	一	武田信玄書状		勝興寺		

番号	箱 No.	年代	形態	墨付点	標 題	差出	受取	奥書・裏書等	そ の 他
一一二	県一〇二二	(元龜三年) 一〇月朔日	一二・二 ×四・六	一	武田信玄・同勝頼連署書状		勝興寺		
一三	県一〇二三	(天正元年) 二月二六日	一一・二 ×四七・六	一	浅井長政書状		勝興寺同宿中		
一四	県一〇二四	天正三年三月 二三日	四五・二 ×三三・〇	一	正親町天皇口宣案		佐廉(権律 師)		
一五	県一〇二五	(天正三年) 三月二五日	一四・九 ×四五・八	一	顯如消息(妙勝往生の志請 取)		勝興寺		妙勝往生の志請取
一六	県一〇二六	(天正六年) 二月二五日	一一・二 ×三七・二	一	顯如消息(証如廿五回忌志 の礼)		勝興寺		
一七	県一〇二七	(天正八年) 四月二五日	一九・五 ×四八・三	一	顯如消息(石山退城等をつ ぐ)		勝興寺		
一八	県一〇二八	(天正八年) 四月二五日	一二・六 ×八八・五	一	顯如消息(石山退城等をつ ぐ)		越中国坊主衆 中・門徒衆中		
一九	県一〇二九	(天正八年) 五月二五日	二一・四 ×四八・二	一	教如消息(石山籠城の決意 をつぐ)		越中惣坊中・ 惣門徒衆中		
二〇	県一〇三〇	天正一一年閏 正月二三日	二九・〇 ×四〇・〇	一	顯如法名書出		釈尼妙超		
二一	県一〇三一	(天正一二年) 一月二四日	二二・八 ×四八・八	一	佐々成政書状		勝興寺下坊主 中		勝興寺の還住許可
二二	県一〇三二	(天正一二年) 一月二五日	二七・六 ×四・五	一	神保氏張添状		国中諸坊主中		二二号文書の添状
二三	県一〇三三	(天正一三年) 三月二五日	三五・〇 ×四一・二	一	神保氏張制札		勝興寺		

番号	箱 No.	年代	形態	墨付点	標題	差出	受取	奥書・裏書等	その他
二四	県一〇二四	(天正一三年) 三月十五日	二九・〇 ×四五・〇	一	神保氏張書状		下間右衛門尉		
二五	県一〇二五	天正一三年七月	四七・〇 ×五七・五	一	豊臣秀吉禁制		越中国古国府 寺内宛		袖上に秀吉朱印
二六	県一〇二六	(天正一三年) 七月二十七日	二七・二 ×四二・七	一	木下吉徳書状		佐廉		
二七	県一〇二七	(天正一三年) 八月四日	二九・〇 ×四六・〇	一	下間頼総〔廉〕奉書		越中新川郡坊 主衆惣中・同 惣御門徒中		
二八	県一〇二八	(天正一三年) 八月二日	二九・七 ×四一・八	一	木下吉徳・石田三成連署書 状		前田又左衛門		
二九	県一〇二九	天正一三年閏 八月	三七・一 ×四一・四	一	前田利勝禁制(木札)		古国府勝興寺		
三〇	県一〇三〇	天正一四年八月 七日	四二・〇 ×三一・七	一	正親町天皇口宣案		佐廉(権大僧 都↓法印)		
三一	県一〇三一	(天正一五年) 五月四日	一二・〇 ×四五・〇	一	下間性乗書状		越中惣坊主衆		
三二	県一〇三二	三月晦日	一二・〇 ×三七・〇	一	下間性乗書状		越中常楽寺殿 下坊主中		
三三	県一〇三三	六月二日	一一・〇 ×五〇・〇	一	下間性乗書状		越中坊主衆 中・御門徒中		
三四	県一〇三四	八月四日	一二・〇 ×四二・〇	一	下間性乗印判奉書		越中四郡与力 惣坊主中・惣 御門徒中		
三五	県一〇三五	十一月二十四日	一四・五 ×三九・〇	一	下間性乗書状		右衛門尉		

番号	箱 No.	年代	形態	墨付点	標 題	差出	受取	奥書・裏書等	そ の 他
三六	県一〇三六	二月三日	一二・〇 ×四二・〇	一	下間性乗書状		越中惣坊主衆		
三七	県一〇三七	(天正一六年) 後五月二六日	一一・五 ×四三・五	一	顕幸書状		ふしき村惣中		
三八	県一〇三八	天正一六年一〇 月朔日	三〇・〇 ×四五・八	一	前田利勝寺領寄進状		勝興寺	(包紙) 百俵之御折紙一通	
三九	県一〇三九	正月二八日	一六・二 ×四八・〇	一	顕如消息		勝興寺		
四〇	県一〇四〇	二月一〇日	二〇・〇 ×五二・〇	一	顕如消息		勝興寺		
四一	県一〇四一	二月一〇日	一一・七 ×一八・六	一	顕如書状		勝興寺		
四二	県一〇四二	二月二日	一一・九 ×二六・三	一	顕如消息		勝興寺		
四三	県一〇四三	二月二日	一一・七 ×二六・三	一	顕如消息		勝中将御房 (佐計)	天正八年以前	
四四	県一〇四四	二月二日	一一・七 ×二六・三	一	顕如消息		勝興寺		
四五	県一〇四五	三月五日	一三・四 ×四三・七	一	顕如消息		勝興寺		
四六	県一〇四六	三月五日	一三・四 ×四三・七	一	顕如消息		勝興寺		
四七	県一〇四七	三月一五日	一七・〇 ×四六・六	一	顕如消息		勝興寺		

番号	箱 No.	年代	形態	墨付点	標	題	差出	受取	奥書・裏書等	その他
四八	県一〇四八	三月一日	一七・二 ×四六・八	一	顕如消息			勝興寺		
四九	県一〇四九	七月一日	一九・五 ×五一・〇	一	顕如消息			勝興寺		
五〇	県一〇五〇	七月二日	二〇・三 ×五一・〇	一	顕如消息			勝興寺		
五一	県一〇五一	七月二〇日	一一・八 ×四五・二	一	顕如消息			勝興寺		
五二	県一〇五二	八月一日	一三・二 ×四三・〇	一	顕如消息			勝興寺		
五三	県一〇五三	二月朔日	一二・七 ×四三・七	一	顕如消息			勝興寺		
五四	県一〇五四	二月朔日	一六・二 ×五一・三	一	顕如消息			勝興寺		
五五	県一〇五五	二月一日	一二・四 ×三七・五	一	顕如消息			勝興寺		
五六	県一〇五六	二月四日	一二・八 ×三一・〇	一	顕如消息			勝中將御房		天正八年以前
五七	県一〇五七	極月六日	一七・六 ×四九・三	一	顕如消息			勝興寺		
五八	県一〇五八	二月八日	一三・七 ×四三・七	一	顕如消息			勝興寺		
五九	県一〇五九	極月一日	一五・八 ×四二・〇	一	顕如消息			勝興寺		

番号	箱 No.	年代	形態	墨付点	標 題	差出	受取	奥書・裏書等	そ の 他
六〇	県一〇六〇	文禄五年九月二〇日	四五・〇 ×三四・六	一	後陽成天皇口宣案		佐尤(権少僧都)		
六一	県一〇六一	慶長二年一〇月一八日	四六・二 ×二九・〇	一	守山守将前田長種條目		越中本願寺門下中・石崎右近衛門尉		
六二	県一〇六二	慶長六年正月一〇日	四五・〇 ×三四・六	一	後陽成天皇口宣案		佐尤(大僧都)		
六三	県一〇六三	慶長七年一二月一日	四五・〇 ×三四・六	一	後陽成天皇口宣案		佐尤(法印)		
六四	県一〇六四	(慶長一二年)後四月二七日	一八・五 ×五三・〇	一	前田利長書状		勝興寺		
六五	県一〇六五	慶長一二年八月二八日	四四・五 ×三三・五	一	後陽成天皇口宣案		昭宗(権律師)		
六六	県一〇六六	慶長一三年六月五日	五三・二 ×三六・一	一	後陽成天皇口宣案		昭宗(権少僧都)		
六七	県一〇六七	(慶長一三年)七月一〇日	三四・〇 ×五〇・五	一	前田利長消息				
六八	県一〇六八	(慶長一三年)七月一九日	三六・〇 ×五二・〇	一	奥村長兵衛奉書				
六九	県一〇六九	(慶長一三年)八月六日	三四・〇 ×四七・〇	一	前田利長消息				
七〇	県一〇七〇	慶長一六年五月二五日	四〇・〇 ×五六・〇	一	中川宗半寄進状		まつ		
七一	県一〇七一	正月四日	三六・五 ×五三・〇	一	前田利長書状		(上書)勝興寺殿		

番号	箱 No.	年代	形態	墨付点	標 題	差出	受取	奥書・裏書等	そ の 他
七二	県一〇七二	正月八日	三六・〇 ×五二・〇	一	前田利長書状		寺殿 (上書) 勝興		
七三	県一〇七三	正月八日	三六・四 ×五一・〇	一	前田利長黒印状		寺殿 (上書) 勝興	(印文) 秀	
七四	県一〇七四	正月一〇日	三六・〇 ×五二・五	一	前田利長黒印状		寺殿 (上書) 勝興	(印文) 秀	
七五	県一〇七五	正月一〇日	三六・五 ×五三・五	一	前田利長黒印状		寺殿 (上書) 勝興	(印文) 秀	
七六	県一〇七六	正月一日	三六・五 ×五三・五	一	前田利長書状		寺殿 (上書) 勝興		
七七	県一〇七七	二月四日	三九・〇 ×五二・〇	一	前田利長書状		寺殿 (上書) 勝光 (興) 寺殿		
七八	県一〇七八	二月一三日	三五・五 ×五二・〇	一	前田利長書状		寺殿 (上書) 勝興		
七九	県一〇七九	四月三日	三七・〇 ×四七・五	一	前田利長黒印状		寺殿 (上書) 勝興	(印文) 利長	
八〇	県一〇八〇	八月朔日	三六・五 ×四六・〇	一	前田利長黒印状			(印文) 長盛	
八一	県一〇八一	一〇月一〇日	三六・〇 ×五一・五	一	前田利長書状		寺殿 (上書) 勝興		
八二	県一〇八二	一〇月一四日	三八・八 ×五五・五	一	前田利長書状		勝興寺		
八三	県一〇八三	極月一九日	三四・〇 ×五〇・〇	一	前田利長書状		勝興寺殿		

番号	箱 No	年代	形態	墨付点	標 題	差出	受取	奥書・裏書等	そ の 他
八四	県一〇八四	正月九日	三五・〇 ×五〇・五	一	前田利長消息		(上書) 長兵 (奥村) へ		
八五	県一〇八五	二月一七日	四〇・〇 ×五四・五	一	前田利長消息		(上書) 長兵 (奥村) へ		
八六	県一〇八六	三月一四日	三四・〇 ×五一・五	一	前田利長消息		つしよ(神尾 図書之直)		
八七	県一〇八七	四月二日	三四・五 ×五〇・〇	一	前田利長消息(源氏物語一部進呈の事)		(上書) 少か う寺との		
八八	県一〇八八	五月二六日	三九・〇 ×五三・〇	一	前田利長消息		(上書) 勝か う寺		
八九	県一〇八九	六月一八日	三四・八 ×五〇・五	一	前田利長消息		(上書) 勝か う寺との		
九〇	県一〇九〇	九月一九日	三四・五 ×五〇・五	一	前田利長書状		(上書) つし よ		
九一	県一〇九一	一〇月一〇日	三四・〇 ×五〇・五	一	前田利長消息		(上書) 左馬 介		
九二	県一〇九二	年未詳	三五・五 ×五五・〇	一	前田利長消息		(上書) 大せ ん		
九三	県一〇九三	正月一九日	三六・五 ×五〇・〇	一	玉泉院印判状			玉泉院が利長の意を伝えたもの	
九四	県一〇九四	元和四年二月二日	五七・五 ×三二・〇	一	前田利光寺領寄進状		勝興寺	黒印、(印文) 仮	
九五	県一〇九五	元和四年二月二日	四〇・〇 ×五六・四	一	前田利光印判掟		古国府勝興寺	(印文) 満	

番号	箱 No.	年代	形態	墨付点	標 題	差 出	受 取	奥書・裏書等	そ の 他
九六	県一〇九六	六月七日	四〇・〇 ×五六・四	一	前田利光書状		勝興寺御房		
九七	県一〇九七	二月五日	一七・五 ×五一・〇	一	准如消息(新春祝儀請取)		勝興寺御房		
九八	県一〇九八	二月九日	一五・六 ×四九・〇	一	准如消息(改春祝儀請取)		勝興寺御房		
九九	県一〇九九	七月六日	一六・〇 ×四八・〇	一	准如消息(うら盆祝儀請取)		勝興寺御房		
一〇〇	県一一〇〇	七月六日	一七・〇 ×一三〇・五	一	准如消息(異安心を言戒める)		越中国一家衆 中・坊主衆中		
一〇一	県一一〇一	七月三日	一七・五 ×四九・〇	一	准如消息(うら盆祝儀請取)		勝興寺御房		
一〇二	県一一〇二	一月二九日	一七・三 ×五二・〇	一	准如消息(報恩講志請取)		勝興寺御房		
一〇三	県一一〇三	慶安二年二月 一八日	五七・七 ×三九・八	一	前田利常・犬千代連署化粧 料寄進状		おつるかたへ		
一〇四	県一一〇四	慶安二年三月 三日	二三・〇 ×三四・一	一	聞名寺・瑞泉寺連署、吉利 支丹改めに付誓紙		下間因幡		
一〇五	県一一〇五	(慶安三年) 七月朔日	四〇・〇 ×五五・〇	一	横田長仍他連署、瑞泉寺勘 気に付奉書	横田帶刀・八 木藏人・川那 辺主馬・下間 部卿	勝興寺		
一〇六	県一一〇六	(慶安三年) 七月朔日	三七・〇 ×五六・〇	一	横田長仍他四名連署、瑞泉 寺勘気に付奉書	横田帶刀・八 木藏人・川那 辺主馬・下間 大進・下間民 部卿	越中惣一家衆		

番号	箱 No	年代	形態	墨付点	標 題	差 出	受 取	奥書・裏書等	そ の 他
一〇七	県一〇七	(慶安三年) 七月朔日	三八・〇 ×五六・〇	一	横田長仍他四名連署、瑞泉寺勘氣に付奉書	横田帯刀・八木蔵人・川那辺主馬・下間大進・下間民部卿	越中惣坊主衆・惣門徒中		本文も前号と同じ
一〇八	県一〇八	(慶安三年) 七月四日	三八・五 ×五四・五	一	横田長仍他四名連署、瑞泉寺東派走るに付書状	横田帯刀・八木蔵人・川那辺主馬・下間大進・下間民部卿	勝興寺様御小姓中		
一〇九	県一〇九	(慶安三年) 七月四日	四〇・〇 ×五四・〇	一	横田長仍他四名連署、瑞泉寺下坊主衆の本派帰参に付書状	横田帯刀・八木蔵人・川那辺主馬・下間大進・下間民部卿	瑞泉寺殿下坊主衆		
一一〇	県一一〇	三月二五日	四五・〇 ×五一・〇	一	八木蔵人他二名連署、越中国中勧進等に付書状	八木蔵人・下間少進・下間民部仲房	勝興寺様御小姓衆中		
一一一	県一一一	承応年八月七日	五〇・二 ×三一・〇	一	前田利常寺領所付状		氷見庄古府光昌院		他に写一通あり
一二二	県一二二	(明暦元年) 六月二日	三八・〇 ×五一・〇	一	良如娘某消息		亮周院		勝興寺殿一件
一二三	県一二三	卯月八日	一九・五 ×五五・〇	一	光円書状		小松中納言殿		光円(良如)没年の寛文二年以前
一一四	県一二四	延宝元年一二月二六日	五二・五 ×三六・一	一	靈元天皇口宣案		常栄(法橋)		
一一五	県一二五	延宝七年五月二一日	五二・六 ×三三・八	一	靈元天皇口宣案		常栄(法眼)		
一一六	県一二六	貞享元年	五二・〇 ×四四・〇	一	勝興寺常栄、本願寺系図差上に付旨趣書案				

番号	箱 No.	年代	形態	墨付点	標題	差出	受取	奥書・裏書等	その他
一一七	県一一二七	元禄八年九月	三三・〇 ×四六・〇	一	勝興寺知行所分算用収納申渡状				
一一八	県一一一八	正徳元年五月八日	五二・五 ×三四・二	一	中御門天皇口宣案		寂了(法橋)		
一一九	県一一一九	正徳元年五月八日	五五・六 ×三八・四	一	中御門天皇宣旨		寂了(法橋)		
一二〇	県一一二〇	正徳元年五月八日	五三・〇 ×三四・〇	一	中御門天皇口宣案		寂了(権律師)		
一二一	県一一二一	正徳元年五月八日	五三・〇 ×三四・〇	一	中御門天皇宣旨		寂了(権律師)		
一二二	県一一二二	享保一〇年一月一九日	五五・六 ×三九・四	一	中御門天皇宣旨		澄元(法橋)		
一二三	県一一二三	暮秋二八日	二二・〇 ×一八〇・〇	一	寂如消息		越中古国府勝興寺		寂如の没年享保一〇年以前
一二四	県一一二四	延享三年四月二八日	二六・四 ×一七・〇	一	奥村助右衛門、前田時次郎、勝興寺住持職に付申渡状				
一二五	県一一二五	明和六年正月二八日	一七・〇 ×五二・五	一	①勝興寺闡真御還俗に付申渡状三通				御合力により吉久詰米千俵寄進について内達
			一七・〇 ×二九・五	一	②勝興寺闡真御還俗に付申渡状三通				前田利有と御改名の事
			一七・〇 ×六五・八	一	③勝興寺闡真御還俗に付申渡状三通				同御家来への下附金の覚

番号	箱 No	年代	形態	墨付点	標 題	差出	受取	奥書・裏書等	そ の 他
一二六	県一二二六	(明和六年) 二月	一九・〇 ×一六一・〇	一	伊藤内膳他二名連判、勝興寺闍真御還俗の合力米四俵寄進申渡状		勝興寺家司野呂源太左衛門・原田八郎兵衛		(包紙上書) 千俵御寄附申渡状
一二七	県一二二七	明和七年五月	二二・五 ×八〇・〇	一	常丸様の勝興寺後住職治定に付申渡状				
一二八	県一二二八	明和七年五月 一五日	五六・四 ×一九・〇	一	勝興寺後住職常丸殿の格式等に付申渡状				
一二九	県一二二九	安永二年閏三月 一六日	五一・九 ×三四・二	一	後桃園天皇口宣案		闍郁(法眼)		
一三〇	県一二三〇	安永二年閏三月 一六日	五一・九 ×三四・二	一	後桃園天皇宣旨		闍郁(法眼)		
一三一	県一二三一	文化一五年正月 二二日	五三・〇 ×三六・二	一	仁孝天皇口宣案		闍郁(権少僧都)		
一三二	県一二三二	文化一五年正月 二二日	五三・〇 ×三六・二	一	仁孝天皇宣旨		闍郁(権少僧都)		
一三三	県一二三三	文化一五年二月 五日	五三・〇 ×三六・二	一	仁孝天皇口宣案		撰善(法眼)		
一三四	県一二三四	文化一五年二月 五日	五三・〇 ×三六・二	一	仁孝天皇宣旨		撰善(法眼)		
一三五	県一二三五	文政六年六月 七日	五三・〇 ×三六・八	一	仁孝天皇口宣案		闍郁(権大僧都)		
一三六	県一二三六	文政六年六月 七日	五三・〇 ×三六・八	一	仁孝天皇宣旨		闍郁(権大僧都)		
一三七	県一二三七	文政六年六月 七日	五三・〇 ×三六・八	一	仁孝天皇口宣案		闍郁(法印)		

番号	箱 No.	年代	形態	墨付点	標 題	差 出	受 取	奥書・裏書等	そ の 他
一三八	県一三三八	文政六年六月七日	五三・〇 ×三六・八	一	仁孝天皇宣旨		關郡(法印)		
一三九	県一三三九	文政一二年二月一八日	五三・〇 ×三六・八	一	本如、諸事儉約に付直達写 (後欠)				
一四〇	県一四〇	(天保八年)三月一六日	五三・〇 ×三六・八	一	富嶋武裕他四名連署、沢流の准連技・住持職嗣承に付奉書	富嶋頼母武裕・池永大隅介三省・嶋田左兵衛権大尉・下間少進法印	越中院家衆中・内陣衆中・餘間衆中・廿四輩衆中・三之間衆中等		
一四一	県一四一	嘉永六年五月八日	五五・一 ×三四・六	一	孝明天皇口宣案		沢流(法眼)		
一四二	県一四二	嘉永六年五月八日	五五・一 ×三四・六	一	孝明天皇宣旨		沢流(法眼)		
一四三	県一四三	安政五年	一八・〇 ×一二〇・〇	一	広如御文写		勝興寺広輝		
一四四	県一四四	(元治元)子年七月	一七・〇 ×一一七・〇	一	広如、本願寺無事と見舞上京に付直書写				
一四五	県一四五	(明治元年)閏四月一八日	一八・〇 ×一二三・〇	一	下橋間延年他五名連署、広如関東下向祝儀錢徴集の使僧派遣に付達書	下間延年・平井帶刀・富嶋武湿・七里内膳・下間頼明	野呂源太左衛門・原田逸之進		
一四六	県一四六	七月二七日	一九・〇 ×二六九・〇	一	平井方円他三名連署、御堂再建馳走の礼に付奉書	平井方円・富嶋武湿・七里内膳・下間頼明	越中院家衆中・内陣衆中・余間衆中・廿四輩衆中等		
一四七	県一四七	辰年八月	一七・五 ×一一七・三	一	広如、東本願寺との和融及びヤソ教処置に付直書写				明治元年

番号	箱 No	年代	形態	墨付点	標 題	差出	受取	奥書・裏書等	その他
一四八	県一四八	辰年一二月	一八・〇 ×二二・〇	一	本願寺、勝興寺寺格准連枝に治定に付達書		勝興寺		明治元年
一四九	県一四九	巳年三月	一九・五 ×二六・〇	一	連枝・准連枝・一家衆禁官昇進年次事書				明治二年乃至は同一四年のいずれか
一五〇	県一五〇	年未詳	二七・五 ×二二・〇	一	本願寺僧官補任		勝興寺(初官位少僧都法眼)		
一五一	県一五一	明治四年四月二日	二七・五 ×二二・六	一	太政官辞令		勝興寺沢映(少僧都)		
一五二	県一五二	(明治四)辛未年一〇月	一八・〇 ×六三・〇	一	本願寺、宗門改革に付達書				
一五三	県一五三	七月一八日	一九・九 ×五三・六	一	下間頼和懇志請取状		野呂源左衛門・原田内蔵之進		
一五四	県一五四	未年一二月	一八・〇 ×五二・〇	一	本願寺、自剃刀札銀及び御免書に付達書				
一五五	県一五五	(明治五)壬申年正月	一八・五 ×二二・〇	一	西本願寺執事所、本如五十回忌執行に付達書		越中国末寺中・門徒中		
一五六	県一五六	明治五年六月二八日	二九・〇 ×二二・九	一	教部省辞令		勝興寺沢映(権大講義)		
一五七	県一五七	年未詳	二〇・〇 ×一五四・〇	一	本願寺明如直達書				明治六年か
一五八	県一五八	三月一五日	一九・〇 ×一七五・〇	一	嶋田正誼・下間頼恭連署奉書				
一五九	県一五九	明治六年一〇月一五日	三一・〇 ×二二・八	一	教部省辞令		権大講義土山沢映(大講義)		

番号	箱 No.	年代	形態	墨付点	標題	差出	受取	奥書・裏書等	その他
一六〇	県一六〇	明治九年二月三日	二八・九 ×二一・四	一	太政官辞令		大講義土山沢 映(権少教 正)		
一六一	県一六一	明治一四年 一二月二一日	五四・五 ×三九・〇	一	太政官辞令		権少教正沢映 (少教正)		
一六二	県一六二	二月二日	二四・四 ×二四・四	一	土肥景真書状		勝興寺		
一六三	県一六三	三月一八日	一二・六 ×八八・五	一	顕尊書状		勝興寺		
一六四	県一六四	三月一八日	五一・七 ×三六・〇	一	横山某書状		勝興寺		
一六五	県一六五	三月二七日	一七・〇 ×五〇・五	一	前田对馬守書状		光昌院・勝興 寺		
一六六	県一六六	卯月三日	一八・二 ×六一・三	一	本願寺某印判奉書		越中勝興寺・ 同惣坊主衆中		
一六七	県一六七	四月二九日	一六・五 ×八八・五	一	富嶋帯刀、坊主衆中所持鉄 炮・文書改めに付達書		勝興寺		
一六八	県一六八	五月二五日	三〇・三 ×四四・四	一	某書状		光昌院		
一六九	県一六九	六月一五日	三六・〇 ×四六・〇	一	池永主税他三名連判状(前 欠)	池永主税・嶋 田帯刀・下間 刑部卿法橋・ 下間少進法眼	越中国惣御末 寺衆中		
一七〇	県一七〇	六月一七日	三四・〇 ×五〇・〇	一	伊藤重澄書状		勝興寺		伊藤重澄は享保八年六月晦日没
一七一	県一七一	八月一九日	四六・八 ×一七・二	一	横山筑後守書状		勝興寺		

番号	箱 No.	年代	形態	墨付点	標 題	差出	受取	奥書・裏書等	そ の 他
一七二	県一七二	八月二八日	四一・〇 ×九・〇	一	顕栄書状		ふしき慶心門 弟衆中		顕栄(佐計)は天正八年没
一七三	県一七三	一〇月二四日	一二・〇 ×四六・〇	一	井家主膳・田中典膳連署状		前田雅樂助		前田雅樂助は孝起ならん
一七四	県一七四	寅年一〇月	二〇・〇 ×四二・〇	一	勝興寺、勝手向難渋に付願 書控				
一七五	県一七五	一月七日	一七・三 ×四八・〇	一	前田对馬守書状		光昌院		
一七六	県一七六	二月三日	三三・五 ×六七・〇	一	奥村藏人書状		光昌院		奥村藏人は真輝か
一七七	県一七七	年未詳	二八・二 ×四二・七	一	如春消息				如春は顕如室
一七八	県一七八	年未詳	一四・〇 ×六一・二	一	如春消息				寄力の事につき進物の返礼
一七九	県一七九	年未詳	二八・〇 ×四二・五	一	如春消息				報恩講結願にあたって志の返礼
一八〇	県一八〇	年未詳	二八・二 ×四二・五	一	如春消息				進物の返礼